

松阪市サッカー協会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は松阪市サッカー協会と称する。
- 第 2 条 本会は事務所を三重県松阪市久保町 1925 番地に置く。
- 第 3 条 本会は松阪市におけるサッカー競技を統括し、これを代表する団体であつて、サッカー競技を健全に普及発展させ、体育文化の振興に寄与するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
 2. サッカー競技の普及。
 3. 各サッカー競技大会、技術、審判講習会等の各種行事の実施並びに派遣。
 4. サッカー競技に関する調査研究および強化に関する方策を実施すること。
 5. 他の協会、団体との協力事業。
 6. その他本会の目的達成に必要な事業。
- 第 5 条 本会は、松阪市内及び近郊におけるサッカー競技団体をもって組織する。
- 第 6 条 本協会に賛助会員をおく。
前項の賛助会員に関する事項は別に定める。

第2章 役員および評議員

- 第 7 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、
事務局長 1名、事務局次長 1名、常任理事 若干名、理事 若干名
監事 2名
- 前項に定める者のほか、名誉会長、顧問、参与等をおくことができる。
- 第 8 条 評議員とは、協会加盟団体より各1名の代表で構成される者をいう。
- 第 9 条 役員を選任については
1. 理事は評議員及び会長の推薦するものより選任する。
 2. 常任理事は、理事の互選による。またその中から、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長を選任する。
 3. 会長、副会長、名誉会長、顧問、参与等については、総会の推挙により決定する。
- 第 10 条 各評議員の職務については
1. 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3. 理事長は会長の命を受けて会務を掌握する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。
5. 常任理事は常任理事会を組織し、本会全般の日常業務を処理執行する。
6. 監事は本会の会議・運営・経理を監査する。

第 11 条 名誉会長、顧問、参与等は本会の重要事項についての諮問に応ずる。

第 12 条 役員任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

補欠役員任期は前任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

役員は任期満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第3章 会 議

第 13 条 総会は、本会の決議機関として重要事項を審議決定する。

第 14 条 総会に附議しなければならない事項は、次の通りである。

1. 予算および決算。
2. 事業報告及び計画
3. 役員決定。
4. 本規約及び本規約に基づき設けられた各部又は、委員会の規約。
5. その他重要事項。

第 15 条 本会の定時総会は、年1回開催する。また、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

第 16 条 総会は会長が召集する。

第 17 条 総会は構成の2分の1以上（委任状含む）の出席によって成立する。

第 18 条 常任理事会及び総会の構成について

1. 常任理事会の構成・・・会長、副会長、理事長、副理事長、各部長、事務局長及び事務局次長
2. 総会の構成・・・常任理事会のメンバー、理事及び評議員。

両会議の召集は会長が行う。

第 19 条 常任理事会及び総会の議事は出席者の2分の1以上の決議をもって定め、可否同数のときは会長がこれを定める。

第4章 経 理

第 20 条 本会の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟団体の分担金
2. 助成金及び寄付金
3. 事業収入

4. その他

第 21 条 加盟団体の分担金は、1 チーム年間 3, 0 0 0 円とする。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 5 章 附 則

第 23 条 本規約の各項は総会の 2 分の 1 以上（委任状を含む）出席して、その過半数の決議によって変更することができる。

第 24 条 本会に審判部、技術部、社会人部、高校部、中学部、少年部、地域協会部、女子部その他必要な部を設けることができる。

第 25 条 本会の目的達成に必要な事業を行う場合、必要に応じて別に委員会を設置することができる。

第 26 条 本規約の施行について必要な事項に関しては、別に細則を定めることができる。

第 27 条 本規約は平成 1 1 年 6 月 2 9 日から施行する。

平成 1 5 年 5 月 3 1 日一部改正。

平成 1 8 年 6 月 2 4 日一部改正。

平成 2 0 年 6 月 2 1 日一部改正。

平成 2 2 年 6 月 2 6 日一部改正。

平成 2 8 年 5 月 2 8 日一部改正。